

【参考資料】2020年3月11日

成育基本法に基づいた産婦人科領域における今後の展望 産婦人科領域からの提案

公益社団法人日本産科婦人科学会
公益社団法人日本産婦人科医会

まえがき

成育基本法（成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律）が制定され、平成30年12月14日に公布されました。この法律において「成育医療」とは、妊娠、出産及び育児に関する問題等を包括的に捉えて適切に対応する医療及び保健並びにこれらに密接に関連する教育、福祉等に係るサービス等を指すものとされています。

私どもはこの法律を受け、改めて妊娠中の母児の健康管理、出産後の母児愛着形成、母と子の関係性を重視した母子の健全なメンタルヘルス維持、また小児・思春期からヤングアダルト（AYA: Adolescent and young adult）世代へと成育する女性のライフステージごとのヘルスケア、さらにプレコンセプションケアへと切れ目ない支援を通して次世代に健康を引き継ぐことを関係専門職等と連携して推進します。これらの観点から、現段階における、かかる成育期における産科婦人科的問題点、さらには周産期医療体制の問題点を抽出し、以下に産婦人科領域における取組の展望をまとめました。

1. 妊娠期から産後育児期における母と子の関係性を重視した、母子の健全な成育過程形成の確保

- (1) 周産期（妊産婦）メンタルヘルスケアの確立
妊産婦のメンタルヘルス状況を適切に評価し、寄り添うことで両親の育児不安、乳幼児虐待の予防につなげるケアするとともに、健全な母子（親子）関係を成立させる。また育児不安に寄り添い、社会資源とともに子育ての楽しさ、充実感を実感できるよう産前から産後にわたる継続的なメンタルヘルスケア体制を検討し、その体制の構築および整備を推進する。
- (2) 産後哺育から育児へ向けた切れ目ない適切な親子関係の構築
産後の哺育から育児における母と子の関係性を重視した健全な母子関係の確立への支援を出産施設や地域関係諸機関、行政等を中心にして推進する。また男性の育児への参画を推進するために、妊娠期間中の両親教室や出産施設での積極的な活動を通して啓発の機会を設け、孤独な母親化の予防をはじめ、ゆたかな親子関係の推進に努める。
- (3) 前述2項目の確立のために既存する各支援制度を統合し有機的な連携のとれる妊婦・母児に対する包括的な支援センター等を設け、産科、小児科並びに関係する連携職務者、行政による産前から産後、育児期にわたる包括支援制度を確立する。

2. こどもから思春期、ヤングアダルト（AYA）世代へ向けたライフステージごとの女性ヘルスケアへの切れ目ない支援の確立

- (1) リプロダクティブヘルスケアへむけた包括的な啓発活動
ア 女性ヘルスケアに関する知識の普及、および月経、月経関連異常に対する理解と心身環境への支援の確立
 - ・ 原発性無月経、続発性無月経などの知識や対処法、カウンセリング、受診のタイミング指導
 - ・ 体重減少などの続発性無月経を放置することによる、心身の異常、不妊症や骨粗鬆症などのリスクの啓発

- ・月経随伴症状・月経困難症、過多月経等に対する適切な診療環境の確保と相談体制・カウンセリング体制の確保
- ・現在、将来の子宮内膜症、子宮筋腫等の発症リスクに関する知識や不妊症等に関する知識、理解の推進と相談体制の整備
- ・月経関連異常による就学支障等についての相談体制の確立と適切な対応
- ・月経関連異常による就労等に及ぼす支障に関する相談体制の確立と対策・予防
- ・多嚢胞性卵巣症候群(PCOs)の知識を普及させ、早期の適切な対応による将来の糖尿病、子宮体癌等の予防
- ・卵巣出血や卵巣嚢腫などの知識、理解の推進
- ・子宮頸がん、乳がんほか若年期に発症する女性のがんに対する知識、予防、検診等の啓発を推進するとともに AYA 世代に最も多い子宮頸がんに対する検診体制の強化、精度向上
- ・上記の各異常に対する相談、カウンセリング体制の整備や鎮痛薬、OC・LEP などをはじめとした多様な対処法に関する知識の普及と診療の実践

イ 感染症等に関する啓発の推進

- ・ワクチンに対する誤解、不適切な情報等に対して専門家集団として適正な情報提供を推進する
- ・インフルエンザ以外の現在一般接種としても専門領域から推進されている幼少時からの予防接種も含め定期接種化を目指す
- ・小児期の感染症のワクチン接種歴の確認をする機会を設けるとともに、成育にともない必要時には抗体検査の実施を推進する(就学就職時等の機会等に)
- ・9価HPVワクチンを15歳までに男女ともに定期接種とするよう要望する
- ・性感染症の教育を充実させ、健全な心身の環境を確保する

ウ 女性の適切な身体運動、アスリートのための健康確保

- ・スポーツ貧血、月経痛対策などの積極的な推進(相談体制の整備も含め)
- ・アンチドーピング薬剤に関する知識の普及
- ・学校教員と「産婦人科医の考え」を共有できるよう、積極的伝達を図る
- ・適切な相談・カウンセリング体制の確立

(2) リプロダクティブヘルスを推進する教育環境・社会環境の確立

ア 性成熟過程において、自らの身体機能を理解し、性と生殖の健康に関する知識および性に関する自己決定力の獲得のために適切な教育(性教育等)・啓発を推進する。

イ 学校教育での生命、生殖等の適切な情報提供、啓発を推進する。

- ・小児思春期における性教育を中心とした健康課題の情報提供、普及の推進
- ・生殖、生命現象における健全な知識(妊娠にかかわる科学的事実、社会的環境、生命倫理、ヒトにおける遺伝・先天異常、遺伝学的多様性、生殖環境を脅かす各種のリスク等)の教育と理解の充実
- ・保健体育教育での教育内容(ヒト身体、医学的理解)を理科教育へと移行し科学的情報提供として充実化する。

ウ 性の多様性等の理解啓発とケア・支援を行う。

- ・リプロダクティブ・ヘルス・ライツの理解
- ・LGBT 差別廃止、パートナーシップへの理解啓発の推進

エ 若年期の妊娠に関する適切な情報提供と啓発活動

- ・性成熟期へ向けた妊娠に関する適切な情報の普及・啓発ならびに小児思春期における妊娠の問題点の理解啓発(性教育を含む)
- ・特に15歳以下の予期しない妊娠・出産を限りなくゼロに近づける活動

- ・OC・LEP や緊急避妊ピルなどの理解と普及
- ・就学中妊娠した生徒への適切な対応と学業継続へ向けた支援活動、また就学環境（学校等）における施設整備

- オ 女性への暴力、性犯罪等に関する活動と現行の各地域におけるワンストップ事業の推進、警察との協力体制の整備の促進
- ・性暴力の啓発および被害（者）に適切に対応する社会システムの確立
 - ・男性に対する啓発活動の推進
 - ・法的課題、司法に関する勉強会の開催、啓発活動の推進
 - ・児童ポルノの廃絶

- カ 女性ヘルスケアサポートとして就学、就労支援を推進する。
- ・女性特有の疾患（月経異常、月経随伴症、子宮内膜症、子宮筋腫等）をもつ就学、就労者等における包括的支援を担う医療サポート体制の充実

- キ がんを抱える AYA 世代に対する女性ヘルスケア支援を推進する。
- ・治療技術の向上を目指すのみならず、がん生殖を含むリプロダクティブヘルスを含めたライフプランを見据えた情報提供、遺伝性がんに対する対応も含めたカウンセリング体制の構築と医療支援

3. 妊娠を支える医療体制の充実（プレコンセプション、ペリコンセプションケア【妊娠前、妊娠初期ケア】の推進）

(1) 母子をとりまく健康環境の適正化の推進と支援

- ア 母体健康に関するプレコンセプション、ペリコンセプションケア
- ・母体の合併症に関する知識の普及と適切な管理体制の構築、またその社会的支援体制の充実と推進
 - ・精神的ケア・支援を必要とする場合には適切な評価を行い、妊産婦のメンタルヘルスケア制度へ切れ目のない連携を図る。
 - ・遺伝性疾患合併時の母体健康管理、次世代に関する情報提供と支援
 - ・先天異常児の妊娠、出産に関する適切な情報提供と両親・児への相談支援・カウンセリング体制の整備
 - ・遺伝性疾患や不妊・不育症に関するカウンセリング体制の充実
 - ・妊娠前、妊娠期に適した栄養環境、葉酸摂取、避けるべき嗜好（喫煙等）に関する情報提供と推進
 - ・妊娠と薬の情報センターをはじめ相談窓口の広報推進
 - ・がんを罹患した妊娠における適切な受療環境の確保、各種情報提供と相談、カウンセリング体制の整備
 - ・妊娠期における歯周病、口腔ケアの情報提供と推進
 - ・既往妊娠分娩時の経過における各種の医学的課題点等についての適切な評価と相談体制の確立
 - ・その他妊娠、母子関係に及ぼす身体的諸問題に対する適切な支援

イ 産後ケア、産婦健康診査事業の拡大

- ・産後ケア事業がまだ十分行き渡っていない地域でも、自治体が産婦健康診査事業を行えるようこれを補完する支援体制を整備する。
- ・保健師による出産前全戸訪問のシステムの再評価をするとともに、出産前から出産後にかけて産科医、助産師のみならず、保健師や小児科医 行政が密に連携して継続的に関わるシステムを検討し、健全な母子（親子）関係の確立に努め、児童虐待などの予防方策を推進する。
- ・精神疾患合併妊娠に対する、精神科医、臨床心理師等を含む連携体制による適切な支援体制を検討する。
- ・社会的にリスクを抱える妊婦が安心して出産できるようなケア体制の確立。

- ウ 高齢妊婦、合併症妊婦、妊娠合併症などの妊娠、出産リスクを科学的、

合理的かつ効率的に抽出する検査手法などを関連各学会等と連携して研究する体制を整備する。

- (2) 母児に影響をおよぼす各種感染症の予防
 - ア “風疹ゼロ”プロジェクトの推進
現在日本産婦人科医会、日本産科婦人科学会、日本小児科医会、日本小児科学会等で推進する風疹排除へ向けた活動(麻疹の排除維持も含めて)の推進
 - イ 産前産後の予防接種の推進に向けた活動
 - ・産前産後 MR ワクチン接種の勧奨(夫婦、カップル共)
 - ・早期新生児における百日咳を防ぐための DPT 産前ワクチン接種の検討
 - ウ HTLV-1 の母子感染予防対策の推進
 - ・母子感染予防対策効果判定のための定期的検証
 - エ その他の母児感染による児へのリスクを有する各種感染症に対する啓発と発症予防
 - ・HTLV-1、トキソプラズマ、サイトメガロウイルス、HIV、梅毒、B 型肝炎、クラミジア、B 群溶連菌などの全妊婦スクリーニング検査について常に検証し適切な検査内容に整備する。
- (3) 不妊症、不育症を有する女性に対する支援
 - 不妊症、不育症に関する情報提供、啓発をおこなうとともに、相談・カウンセリング体制を充実させ、行政、事業所等とも連携して支障のない適切な受療環境を確保する。

4. 周産期医療体制の向上を目指した医療・社会資源確保

- (1) 国、地方公共団体、医療関係職務者等は妊産婦と連携を円滑かつ密にして現存の支援体制にかかわる各制度(妊婦健診制度・母子健康手帳制度、母性健康管理指導、出産育児一時金制度、産婦検診事業、育児休業給付制度、子育て世代包括支援センター、医療的ケア児支援制度、障がい児支援制度等)を有機的かつ包括的につなぎ、個々の事例に妊娠初期から出産まで継続して寄り添い支援する体制を確立するとともに、妊娠、出産にかかわる医療サービスの過疎化、ネットワーク脆弱化を防ぐ方策の検討を行うとともに、これらの制度を持続的に維持できるための協議会を設け妊婦、母児への適切な支援制度の確立を実施する。
- (2) 母子保健、不妊、等への医療経済資源の確保
 - ア 母子保健事業、産後ケア事業、産婦健診事業、新生児聴覚スクリーニング検査等の公費補助のあり方が各自治体によって対応の異なる不揃いの状況を整備し、適切に平準化をめざす。また、新生児聴覚スクリーニング検査等の公費補助については、障害者基本法との調整に配慮を要する。
 - イ 予防接種(産前産後含めて)の推進に向けた行政指導への協力推進
児の発育健康に影響を及ぼす母子感染症を起こす疾患に対する予防接種(風疹に対する第5期接種など)の推進や欧米諸国に比べ遅れているとされる「3混4混ワクチン産前予防接種」の研究、および産後の風疹・麻疹ワクチン接種を推進する。
 - ウ 骨髄移植に用いる造血幹細胞の適切な提供体制の推進を支援するため、公的骨髄バンクとの協力を図る。
 - エ 周産期医療に係る健康保険運用上の問題点を抽出し、改善に向け関係各所と協議する。
 - オ 出産育児一時金、不妊治療費用、等の補助による成育支援を少子化により支払いが減少した資金を用いて拡充する。

(策定 2019 年 11 月)